

国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程第 4 条第 2 項に掲げる基本方針について

平成 26 年 9 月 22 日

最高管理責任者決定

国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程第 4 条第 2 項に掲げる競争的資金等に係る不正防止対策の基本方針については、以下のとおりとする。

1. 不正防止対策に当たって、教職員等の取るべき行動を明確にする。
2. 不正防止対策に当たって、不正防止対策の実施責任の所在を明確にする。
3. 不正防止対策に当たって、競争的資金等の運営および管理ならびにそれらに必要なルールに関する教職員等へのコンプライアンス教育の実施体制を示す。
4. 不正防止対策の実態を把握し、検証する体制を示す。
5. 不正使用が判明した場合に、当該者に厳正な処分を行うと共に、不正使用を行った要因を把握し、再発防止へ向けた対策を講じるための具体的行動を明確にする。